

「医療費のお知らせ」記載内容及び留意事項等について

1. 記載内容

「医療費のお知らせ」には、以下の内容が記載されます。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧			⑨	⑩
診療 年月	診療 区分	日 数	医療機関名	医療費の 総額 (円)	共済組合 で支払っ た額 (円)	国や地方 自治体で 支払った 額 (円)	あなたが 支払った 額 (円)	附加給付 (円)	高額療養 費 (円)		備 考
0609	外来	1	きょうさい病院	5,280	3,696	0	1,584				
0609	入院	7	きょうさい病院	288,430	208,116	0	80,314	55,300	0		

- ① 保険医療機関等で診療等を受けた年月
- ② 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤（薬局）・訪問（訪問看）・接骨（柔道整復師の施術）・鍼マ（鍼灸、マッサージの施術）・療養（コルセット、弱視眼鏡等）の区分
- ③ ①の診療年月に、保険医療機関等で受診した日数
- ④ 診療等を受けた保険医療機関等の名称
- ⑤ ⑥～⑧の合計額
- ⑥ 公立学校共済組合青森支部が保険医療機関等に支払った額
- ⑦ 法律・条例等に基づき、国・県・市区町村から助成を受けられた額（レセプトデータから把握可能なもののみ表示）
- ⑧ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額
表示額は1円単位（入院等で限度額が適用され、窓口負担が軽減された場合はその額）
※実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は10円未満を四捨五入しています。
- ⑨ 共済組合から組合員へ現金で給付された額
- ⑩ 合算して高額療養費や附加給付が計算されている場合は、記号で表示

2. 留意事項

- (1) 「医療費のお知らせ」は、病院や薬局又は接骨院等から共済組合へ送付される「診療報酬明細書（レセプト）」や「柔道整復施術療養費支給申請書」等に基づき作成しています。
レセプト等は受診月から最短で2か月後に受領し、3か月後に医療費データを確定させるため、未受領や未確定のレセプト分は記載されておりませんので、確定申告に使用する場合には、記載のない月分は領収書での対応をお願いします。
- (2) 医療保険適用外の費用は含んでいません。
【例：入院時の個室料や歯科の差額材料費、診断書料、予防接種代金等】
- (3) 国や市区町村等の助成を受けた場合は、支払金額等と表示金額が異なる場合があります。
【例：国や県の難病指定医療制度、福祉医療制度、市町村の子ども医療制度等】

3. 確定申告の医療費控除について

マイナポータルと医療情報の連携開始に伴い、マイナポータルで医療費通知情報の閲覧、さらにe-Taxとの連携による医療費控除の手続きが可能となっています。

医療費控除の詳細については、国税庁のホームページを参照いただくか、又は最寄りの税務署にお問い合わせ願います。